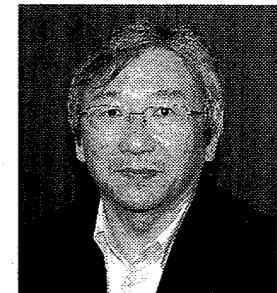


オピニオン

NPO法人広島自閉症協会 小野塚剛理事長(51)=広島市佐伯区



特別寄稿

発達障害と裁判

判決要旨によれば、被告は小学5年生のころから不登校になり、約30年間ほとんど学校にこもらず状態にあったようだ。発達障害による育ちにくさは、幼児期から明確に出ていたと推察される。

被告の42歳という年齢からすれば、幼児期には発達障害が世の中でもほどんど知られておらず、家庭や学校で障害に気付かなかつたことはやむを得なかつた。

しかしながら発達障害の存

大阪地裁が7月、殺人罪に問われたアスペルガー症候群の被告に求刑を上回る量刑を言い渡した判決があった。発達障害の息子の父として、障害に対する無理解に強い悲しみを感じた。

既に専門家からも、判決内容や裁判の進め方に對し、多くの批判が表明されている。しかし、今回の問題は裁判の在り方だけにあるとは思えない。「事件が起きる前に被告やその家族の窮状を何とかできなかつたのか」との議論が足りないのでないか。

周りの無関心 過誤を生む

殺人罪に問われた発達障害の被告の求刑を上回る判決 大阪市平野区の自宅で昨年7月、当時46歳の姉を刺殺したとして殺人罪に問われた無職大東一広被告(42)の裁判員裁判で、大阪地裁は求刑の懲役16年を上回る懲役20年の判決を言い渡した。判決理由で、約30年間引きこもり状態だった被告が、引きこもり生活から抜け出したいとい

また、被告や家族へ何らかの支援を行つていたとしても、結果として事件を防げなかつたことになる。被告と家族に医療・福祉および行政がどう関わったのか、丁寧な検証が不可欠だ。メディアにも検証報道を期待したい。

どんな事情であれ人の命を奪つたことに条理はなく、重い量刑は当然かもしれない。しかし判決は、アスペルガー症候群という発達障害がある被告の「受け皿」が社会になつたことを、量刑を重くした理

「愛のはる」とマジカルな発達障害に対する関心」に沿って理解するといえ

在も徐々に認識され、子ども
の頃には気付かないままに大
人になってから初めて発達障
害と分かる「大人の発達障害」
が多いことも知られるようにな
ってきた。それなのに今に至
るまで、被告やその家族に
は、医療や福祉との接点が全
くなかつたのだろうか。
被告と家族の悲惨な状況が
「見過」されていた」のであ
れば、判決以上の過誤ではな
いのか。医療や福祉関係者が
裁判官や裁判員ばかりを非難
しき、発
で示され
害を見過
急速な支援
そ、司法の
30年以
由に挙げ
受け皿

う願いが実現しないのは姉のせいだと勝手に思い込んだ動機の形成などに、先天的な発達障害のアスペルガー症候群の影響があつたと認定。「再犯の恐れがある」と指摘し「許される限り長く刑務所に収容し内省を深めさせることが社会秩序の維持にも資する」と説明した。被告側は判決を不服として大坂高裁に控訴した。

被告の3年間」と自体を放棄し、義語は無関心であり、テレサは言つた。判決の誤りはまさか書への「無関心」誤解」は理解に進む性もあるが、「無関心」ではない。つまり、「大人の発達障害」に直面している。もちろん彼らのほとんどは犯罪とは縁遠いところにいるが、日々の暮らしや社会参加で大きな困難を抱え、過大な努力を強いられていることに変わりはない。もう誰一人として不幸にしてはならない。そのためには発達障害への適切な理解に基づいた支援を一刻も早く充実させねばならない。

い。こうした当事者のつらむ
や努力への「過小評価」を意
識する」とは、この障害への
理解の出発点ではないだろう
か。

「普通に努力すれば普通に暮
らせる。そんな社会で暮らし
たい」。当事者の願いはさぞ
やかなものである。

い。このように、障害があること自体は不幸
ではない。しかし、周りの無
関心や過小評価の積み重ねで
しまっては、大きな不幸だ。

形成に大きな影響
あるなしにかか
れで、長きにわたり社
会で受けた扱いが、障
害者支援法など
の規制ではなかった
割ではないのか。
責務を果たさず障
害を抱えさせた行政に早
速に手を貸す」という立場
からの意見も、少なくない。